

令和 6 年 度

国 有 財 産 の 増 減 及 び 現 在 額 に 関 す る 説 明 書

国 有 財 産 の 無 償 貸 付 状 況 に 関 す る 説 明 書

(第 219 回 国 会 提 出)

この説明書は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 34 条第 2 項及び第 37 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和 6 年度国有財産無償貸付状況総計算書に添付されるものである。

目 次

	頁
令和 6 年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書	1
第 1 序 説	1
第 2 国有財産の現在額	3
第 3 国有財産の増減額	9
令和 6 年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書	22
第 1 序 説	22
第 2 無償貸付財産の現在額	22
第 3 無償貸付財産の増減額	24

備 考

この説明書中各表の数字は、単位未満を切り捨てたので、合計欄の数字と内訳の計とは、必ずしも一致しない。

また、「0」は単位未満を示し、「―」は該当がないことを示し、「△」は減を示している。

令和 6 年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書

第 1 序 説

本説明書は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 34 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度の国有財産の増減及び現在額の内容等を説明するものである。

まず、国有財産の増減及び現在額の説明に入る前に、いかなる財産を国有財産として整理しているか、その増減及び現在額はいかにして作成され、いかなる性質を有する数字であるかについて簡単に説明することとする。

(国有財産の範囲)

1 一般に国有財産という場合には、国が所有するすべての財産が含まれることはいうまでもないが、国有財産法において「国有財産」とは、同法第 2 条及び同法附則第 4 条に規定する次の範囲の財産に限られている。

不動産 (1) 土地

(2) 土地の定着物(建物、立木竹等)

動 産 (1) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

(2) 不動産及び上記動産の従物(例えば、建物に附属した照明装置、冷暖房装置、通信装置、昇降機等)

(3) 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具で、現に財務省所管普通財産となっているもの

その他の財産

(1) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利(例えば、租鉱権等)

(2) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利(例えば、意匠権等)

(3) 株式、新株予約権、社債(特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利

ただし、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

(国有財産の分類及び種類)

2 国有財産には、所有目的、用途によって次のような分類及び種類が設けられており、分類及び種類に応じて管理及び処分の態様を異にしている。

(1) 国有財産は、行政財産と普通財産に分類される。

行政財産は、行政目的に供される国有財産で、更に用途別に次の種類に分けられる。

イ 公 用 財 産 国において国の事務、事業(後述の森林経営用財産に係るものを除く。)又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、庁舎、国家公務員宿舎等の土地、建物、工作物等)

ロ 公 共 用 財 産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、国有で国が管理している公園、広場、道路、河川、海浜地等)

ハ 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓等)

ニ 森林経営用財産 国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、国有林等)

(2) 普通財産は、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

(国有財産の管理及び処分のしくみ)

3 国有財産の管理とは、国有財産の取得、維持、保存及び運用をすることであり、処分とは、売却、交換、譲与等を行うことであるが、この管理及び処分に当たる機関は、行政財産と普通財産とで異なっている。

すなわち、行政財産については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(国有財産法では、これらを「各省各庁の長」という。)が、その所管に属する行政財産の管理者となっている。

普通財産については、原則として財務大臣が管理及び処分を行うこととなっている。ただし、国債整理基金特別会計等 10 の特別会計に所属する財産及び財務大臣に引き継ぐことが不適当な財産については、当該財産を所管する各省各庁の長が管理及び処分を行うこととなっている。

なお、行政財産、普通財産を通じ国有財産全体としての適正な管理及び処分を図るための権能(国有財産の総括権)は、財務大臣にある。

(国有財産増減及び現在額総計算書の性格)

4 (1) 国有財産増減及び現在額総計算書(以下「総計算書」という。)は、国有財産法の規定により、各省各庁の長が作成した国有財産増減及び現在額報告書(以下「報告書」という。)に基づいて財務大臣が作成したものであり、1 会計年度間における国有財産の増減及び当該年度末にお

ける国有財産の現在額を示すものである。

(2) 国有財産は、原則としてすべて国有財産台帳に記載されるが、国有財産法第 38 条の規定に基づき、公園、広場を除く公共用財産(道路、河川、海浜地等)及び一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けた財産は、例外としてこれに記載されず、したがって、総計算書及び報告書にも計上されていない。

これら国有財産台帳に記載されていない公共用財産等のうち、道路、河川、海浜地等で道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)等が適用される公共の用に供する財産については、各々の法律に基づき、その所管大臣が現状を明らかにすることとされている。

なお、国有財産台帳に記載されていない国有財産としていわゆる脱落地があるが、実態把握の都度、逐次台帳に記載している。

(3) 国有財産台帳に記載されている財産は、原則としてすべて総計算書及び報告書に計上されるが、国有財産法附則第 2 条の規定に基づき、外国に所在する財産(在外公館等を除く。)の計上は省略されている。

(4) 国有財産台帳に記載される価格については、原則として取得価格主義が採用されている。すなわち、国有財産を新たに台帳に記載する場合の価格は、購入によるものは購入価格、交換によるものは交換当時の評定価格、収用によるものは補償金額、租税の物納によるものは収納価格、代物弁済によるものは当該物件により弁済を受けた債権の額によることになっている。

国有財産台帳に記載される価格については、原則として地価、物価等の変動に伴う修正を行うため、毎年 3 月 31 日現在の現況において

評価を行い、その評価額により改定(以下「価格改定」という。)を行っている。

第2 国有財産の現在額

(総 額)

- 1 国有財産の令和6年度末における現在額は、140兆4,882億円である(令和6年度総計算書3頁参照)。

(分類別、種類別現在額)

- 2 令和6年度末現在の国有財産の現在額を分類別、種類別にみると第1表のとおりである(令和6年度総計算書3頁～9頁参照)。

〔第1表〕 令和6年度末国有財産分類別・種類別現在額

分 類 ・ 種 類	価 格	割 合
行 政 財 産	百万円 27,847,066	% 19.8
公 用 財 産	21,015,294	(15.0)
公 共 用 財 産	876,565	(0.6)
皇 室 用 財 産	811,868	(0.6)
森 林 経 営 用 財 産	5,143,337	(3.7)
普 通 財 産	112,641,146	80.2
合 計	140,488,212	100.0

(1) 行政財産

行政財産は、国有財産総額の19.8%を占めている。

イ 公用財産

公用財産は、国有財産総額の15.0%であって、その主なものは、防衛施設8兆3,566億円、空港施設1兆9,154億円、国会施設1兆3,582億円、刑務所、拘置所、少年院等の矯正施設7,758億円、裁判所施設6,846億円及び石油備蓄施設3,430億円である。

ロ 公共用財産

公共用財産は、国有財産総額の0.6%であるが、本総計算書に計上されている公共用財産は国有財産台帳に記載されている公園、広場であり、国有財産台帳に記載されない道路、河川、海浜地等の敷地は含まれていない。

公園、広場のうち主なものは、皇居外苑2,034億円、新宿御苑1,148億円、国営昭和記念公園926億円、京都御苑831億円及び国営東京臨海広域防災公園766億円である。

ハ 皇室用財産

皇室用財産は、国有財産総額の0.6%であって、その主なものは、皇居4,271億円、赤坂御用地2,528億円、京都御所578億円、高輪皇族邸238億円及び常盤松御用邸226億円である。

二 森林経営用財産

森林経営用財産は、国有財産総額の3.7%であって、5兆1,433億円である。

(2) 普通財産

普通財産は、国有財産総額の80.2%であって、その主なものは、財務省所管に係るもの102兆2,041億円、厚生労働省所管に係るもの6兆5,388億円、経済産業省所管に係るもの2兆4,498億円、国土交通省所管に係るもの8,446億円及び防衛省所管に係るもの2,483億円である。

(区分別現在額)

- 3 令和6年度末現在の国有財産の現在額を区分別にみると第2表のとおりであって、政府出資等が総額の75.9%を、土地が15.1%を占め、次いで立木竹3.0%、建物2.4%、工作物1.8%の順となっている(令和6年度総計算書3頁参照)。

〔第2表〕 令和6年度末国有財産区分別現在額

区 分	数 量 単 位	数 量	価 格	割 合
			百万円	%
土 地	千 平 方 メートル	87,569,781	21,281,155	15.1
立 木 竹	樹 木	千 本	88,603	(0.1)
	立 木	千 立 方 メートル	4,061,500	(2.9)
	竹	千 束	958	(0.0)
	計		4,151,063	3.0
建 物	建 面 積	千 平 方 メートル	3,385,225	2.4
	延 べ 面 積	千 平 方 メートル		
工 作 物			2,493,969	1.8
機 械 器 具			0	0.0
船 舶	汽 船	千 隻 ト ン	1,013 302	(0.2)
	艦 船	千 隻 ト ン	341 579	(0.9)
	雑 船	隻	998	(0.0)
	計	隻	2,352	1.2
航 空 機	機		1,551	0.7
地 上 権 等	千 平 方 メートル	3,266	3,086	0.0
特 許 権 等	千 件	1,983	1,142	0.0
政 府 出 資 等			106,589,129	75.9
不動産の信託の受益権	件	1	15,748	0.0
合 計			140,488,212	100.0

- (注) 1 樹木とは、庭木その他材積を基準として、その価格を算定し難いものをいう。
2 立木とは、材積を基準として、その価格を算定するものをいう。
3 束とは、1メートルなわ締の竹の量をいう。
4 船舶のトン数は、汽船については総トン、艦船については排水トンで表示している。

(1) 土 地

土地の総額は87,569百万平方メートル、21兆2,811億円であり、この面積は、国土面積377,975百万平方メートルの約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,672百万平方メートル、15兆9,760億円であり、普通財産は897百万平方メートル、5兆3,050億円である。

行政財産のうち、面積の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産85,304百万平方メートル(1兆505億円)であり、価格の主なものは、公用財産13兆3,799億円(1,204百万平方メートル)であって、防衛省所管の4兆5,140億円(1,014百万平方メートル)、国土交通省所管の1兆7,541億円(89百万平方メートル)及び財務省所管の1兆6,590億円(8百万平方メートル)である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の669百万平方メートル、5兆1,563億円、農林水産省所管の224百万平方メートル、901億円及び国土交通省所管の2百万平方メートル、428億円である。

(2) 立 木 竹

立木竹の総額は4兆1,510億円であって、行政財産は4兆1,344億円であり、普通財産は166億円である。

行政財産の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産4兆405億円である。

また、普通財産の主なものは、環境省所管の87億円である。

(3) 建 物

建物の総額は延べ面積(以下「延べ」という。)59百万平方メートル、3兆3,852億円であって、行政財産は延べ49百万平方メートル、2兆9,361億円であり、普通財産は延べ9百万平方メートル、4,490億円である。

行政財産の主なものは、公用財産延べ48百万平方メートル、2兆8,756億円であって、防衛省所管の延べ18百万平方メートル、1兆509億円、財務省所管の延べ9百万平方メートル、4,135億円及び法務省所管の延べ6百万平方メートル、3,965億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ6百万平方メートル、3,001億円及び防衛省所管の延べ3百万平方メートル、1,316億円である。

(4) 工 作 物

工作物の総額は2兆4,939億円であって、行政財産は2兆2,287億円であり、普通財産は2,652億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2兆1,104億円であり、国土交通省所管の7,719億円、防衛省所管の6,238億円及び経済産業省所管の2,739億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の1,470億円及び防衛省所管の1,134億円である。

(5) 機 械 器 具

機械器具の総額は20円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。機械器具は、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であり、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産とされている。

(6) 船 舶

船舶の総額は2,352隻、1兆6,262億円であって、行政財産は2,319隻、1兆6,260億円であり、普通財産は33隻、2億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2,243隻、1兆6,260億円であっ

て、防衛省所管の482隻、1兆2,903億円及び国土交通省所管の1,533隻、3,030億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の18隻、2億円である。

(7) 航 空 機

航空機の総額は1,551機、9,414億円であって、行政財産は1,547機、9,414億円であり、普通財産は4機、4円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の1,346機、8,571億円及び国土交通省所管の115機、711億円である。

(8) 地 上 権 等

地上権等(地上権、地役権、鉱業権等)の総額は3百万平方メートル、30億円であって、行政財産は3百万平方メートル、30億円であり、普通財産は11千平方メートル、0.4百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産3百万平方メートル、30億円であって、環境省所管の地上権2百万平方メートル、15億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の地上権0.9千平方メートル、0.4百万円である。

(9) 特 許 権 等

特許権等(特許権、著作権、商標権、実用新案権等)の総額は1,983千件、11億円であって、行政財産は1,982千件、10億円であり、普通財産は0.1千件、0.4億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、国土交通省所管の著作権1,978千件、10億円である。

また、普通財産の主なものは、農林水産省所管の著作権1件、0.4億円である。

(10) 政府出資等

政府出資等の総額は国有財産総額の 75.9% に及ぶ 106 兆 5,891 億円であって、その 99.2% に当たる 105 兆 7,375 億円は、国が特別の法律(国際条約を含む。)の規定に基づいて独立行政法人等に対して出資等を行ったことにより取得した出資による権利、株式等の普通財産である。

また、総額のうち、一般会計は 71 兆 4,166 億円、特別会計は 35 兆 1,724 億円である。

一般会計からの出資の主なものは、株式会社日本政策金融公庫(13 兆 8,608 億円)、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(11 兆 6,584 億円)、独立行政法人国際協力機構(10 兆 5,074 億円)及び国際開発協会(4 兆 8,335 億円)への出資である。

特別会計からの出資の主なものは、外国為替資金特別会計から国際通貨基金(6 兆 8,358 億円)、年金特別会計から全国健康保険協会(5 兆 3,990 億円)、財政投融资特別会計から日本電信電話株式会社(4 兆 2,228 億円)、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行(4 兆 569 億円)及び財政投融资特別会計から株式会社国際協力銀行(3 兆 1,957 億円)への出資である。

その他の政府出資等は、エネルギー対策特別会計所有株式(8,443 億円)、租税物納等により取得した株式等(72 億円)である。

(11) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の総額は 1 件、157 億円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。

(所管別現在額)

4 令和 6 年度末現在の国有財産の現在額を所管別にみると第 3 表のとおりである。

総額の 74.3% に当たる 104 兆 3,512 億円が財務省所管に係るものであって、その 97.9% は普通財産 102 兆 2,041 億円(主として政府出資等 96 兆 5,801 億円)である。

次に、防衛省所管に係るものが総額の 6.1%、8 兆 6,050 億円(主として一般会計の公用財産 8 兆 3,566 億円)である。

以下、厚生労働省所管 7 兆 387 億円(主として年金特別会計の普通財産 6 兆 1,739 億円)、農林水産省所管 5 兆 5,695 億円(主として一般会計の森林経営用財産 5 兆 1,433 億円)、国土交通省所管 4 兆 3,985 億円(主として自動車安全特別会計の公用財産 2 兆 19 億円)の順となっている。

〔第3表〕 令和6年度末国有財産所管別現在額

所 管	行 政 財 産		普 通 財 産		合 計	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	割 合
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
衆 議 院	946,316	3.4	—	—	946,316	0.7
参 議 院	411,937	1.5	—	—	411,937	0.3
最 高 裁 判 所	684,618	2.5	—	—	684,618	0.5
会 計 検 査 院	2,278	0.0	—	—	2,278	0.0
内 閣	49,257	0.2	—	—	49,257	0.0
内 閣 府	2,027,872	7.3	9,345	0.0	2,037,218	1.5
デ ジ タ ル 庁	938	0.0	—	—	938	0.0
復 興 庁	528	0.0	107	0.0	636	0.0
総 務 省	167,399	0.6	0	0.0	167,399	0.1
法 務 省	1,457,355	5.2	10,450	0.0	1,467,805	1.0
外 務 省	480,171	1.7	2,562	0.0	482,734	0.3
財 務 省	2,147,078	7.7	102,204,141	90.7	104,351,220	74.3
文 部 科 学 省	354,047	1.3	171,907	0.2	525,955	0.4
厚 生 労 働 省	499,926	1.8	6,538,862	5.8	7,038,788	5.0
農 林 水 産 省	5,437,994	19.5	131,589	0.1	5,569,583	4.0
経 済 産 業 省	640,636	2.3	2,449,800	2.2	3,090,436	2.2
国 土 交 通 省	3,553,954	12.8	844,617	0.7	4,398,572	3.1
環 境 省	628,083	2.3	29,429	0.0	657,512	0.5
防 衛 省	8,356,668	30.0	248,333	0.2	8,605,001	6.1
合 計	27,847,066	100.0	112,641,146	100.0	140,488,212	100.0

(会計別現在額)

5 令和6年度末現在の国有財産の現在額を会計別にみると第4表のとおりであり、一般会計は国有財産総額の73.1%、102兆6,819億円、特別会計は26.9%、37兆8,062億円である。

一般会計の行政財産は25兆2,773億円であって、公用財産が73.0%の18兆4,455億円を占め、次いで森林経営用財産5兆1,433億円、公共用財産8,765億円、皇室用財産8,118億円となっている。

一般会計の普通財産は77兆4,046億円であって、その99.5%は財務省所管に係るもの77兆32億円(主として政府出資等71兆4,166億円)である。

また、特別会計の行政財産は2兆5,697億円であって、その主なものは、自動車安全特別会計の公用財産2兆19億円、エネルギー対策特別会計の公用財産3,432億円、労働保険特別会計の公用財産1,245億円及び特許特別会計の公用財産939億円である。

特別会計の普通財産は35兆2,365億円であって、その99.8%に当たる35兆1,724億円が政府出資等である。その主なものは、財政投融资特別会計の17兆5,508億円、外国為替資金特別会計の6兆8,358億円、年金特別会計の6兆1,716億円、エネルギー対策特別会計の2兆3,101億円及び自動車安全特別会計の8,010億円である。

なお、令和6年度末において、国有財産を有する特別会計は10会計である。

〔第 4 表〕 令和 6 年度末国有財産会計別現在額

分 類 種 類 会 計	行 政 財 産						普 通 財 産		合 計	
	公 用 財 産	公 共 用 財 産	皇 室 用 財 産	森 林 経 営 用 財 産	計		価 格	割 合	価 格	割 合
	価 格	価 格	価 格	価 格	価 格	割 合				
一 般 会 計	百万円 18,445,543	百万円 876,565	百万円 811,868	百万円 5,143,337	百万円 25,277,315	% 90.8	百万円 77,404,639	% 68.7	百万円 102,681,954	% 73.1
特 別 会 計	国債整理基金特別会計	—	—	—	—	(—)	408,601	(0.4)	408,601	(0.3)
	財政投融资特別会計	—	—	—	—	(—)	17,588,259	(15.6)	17,588,259	(12.5)
	外国為替資金特別会計	—	—	—	—	(—)	6,835,888	(6.1)	6,835,888	(4.9)
	エネルギー対策特別会計	343,203	—	—	343,203	(1.2)	2,310,269	(2.1)	2,653,472	(1.9)
	労働保険特別会計	124,566	—	—	124,566	(0.4)	360,391	(0.3)	484,958	(0.3)
	年金特別会計	5,512	—	—	5,512	(0.0)	6,173,934	(5.5)	6,179,446	(4.4)
	食料安定供給特別会計	—	—	—	—	(—)	930	(0.0)	930	(0.0)
	特許特別会計	93,903	—	—	93,903	(0.3)	1,281	(0.0)	95,185	(0.1)
	自動車安全特別会計	2,001,998	—	—	2,001,998	(7.2)	821,655	(0.7)	2,823,654	(2.0)
	東日本大震災復興特別会計	565	—	—	565	(0.0)	735,294	(0.7)	735,860	(0.5)
	計	2,569,750	—	—	2,569,750	9.2	35,236,507	31.3	37,806,257	26.9
合 計	21,015,294	876,565	811,868	5,143,337	27,847,066	100.0	112,641,146	100.0	140,488,212	100.0

第3 国有財産の増減額

(増減額の概要)

1 国有財産の令和6年度中の

総増加額は 7 兆 4,686 億円

総減少額は 4 兆 6,747 億円

であって差引き 2 兆 7,938 億円

の純増加となっている(令和6年度総計算書3頁参照)。

この総増減額から国有財産の台帳価格改定の結果による増減額を差し引いた国有財産の令和6年度中の増加額は2兆8,647億円、減少額は9,955億円であって、差引き1兆8,691億円の純増加となっている。

(分類別、種類別増減額)

2 令和6年度における国有財産の増減額を分類別、種類別にみると第5表のとおりである(令和6年度総計算書3頁～9頁参照)。

また、この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第6表のとおりであって、価格改定による増減額は第7表のとおりである。

〔第5表〕 令和6年度国有財産分類別・種類別増減額

分類・種類	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
行政財産	百万円 2,098,849	% 28.1	百万円 1,285,508	% 27.5	百万円 813,341
公用財産	1,805,889	(24.2)	1,168,403	(25.0)	637,486
公共用財産	53,851	(0.7)	12,989	(0.3)	40,862
皇室用財産	57,709	(0.8)	2,166	(0.0)	55,542
森林経営用財産	181,398	(2.4)	101,948	(2.2)	79,450
普通財産	5,369,751	71.9	3,389,213	72.5	1,980,537
合 計	7,468,600	100.0	4,674,722	100.0	2,793,878

〔第6表〕 令和6年度国有財産分類別・種類別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

分類・種類	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
行政財産	百万円 1,292,588	% 45.1	百万円 246,708	% 24.8	百万円 1,045,880
公用財産	1,148,095	(40.1)	224,640	(22.6)	923,454
公共用財産	10,158	(0.4)	363	(0.0)	9,794
皇室用財産	1,460	(0.1)	154	(0.0)	1,306
森林経営用財産	132,874	(4.6)	21,549	(2.2)	111,324
普通財産	1,572,192	54.9	748,886	75.2	823,305
合 計	2,864,780	100.0	995,595	100.0	1,869,185

〔第7表〕 令和6年度国有財産分類別・種類別増減額
(価格改定によるもの)

分類・種類	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
行政財産	百万円 806,260	% 17.5	百万円 1,038,799	% 28.2	百万円 △ 232,539
公用財産	657,794	(14.3)	943,762	(25.7)	△ 285,967
公共用財産	43,693	(0.9)	12,626	(0.3)	31,067
皇室用財産	56,248	(1.2)	2,012	(0.1)	54,235
森林経営用財産	48,524	(1.1)	80,398	(2.2)	△ 31,874
普通財産	3,797,559	82.5	2,640,327	71.8	1,157,232
合 計	4,603,819	100.0	3,679,126	100.0	924,693

(区分別増減額)

3 令和6年度における国有財産の増減額を区分別にみると第8表のとおりである(令和6年度総計算書3頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第9表のとおりであって、増加した主なものは、政府出資等8,190億円(1兆4,991億円増加、6,801億円減少)及び工作物2,909億円(3,032億円増加、122億円減少)である。また、価格改定による増減額は第10表のとおりである。

〔第8表〕 令和6年度国有財産区分別増減額

区 分	数 量 単 位	増			減			差 引	
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	5,679	百万円 1,030,126	% 13.8	5,654	百万円 105,350	% 2.3	24	百万円 924,775
立 木 竹	樹 木	千 本	15	351	(0.0)	32	2,221	(0.0)	△ 17 1,870
	立 木	千立方メートル	20,116	167,043	(2.2)	6,786	82,642	(1.8)	13,329 84,401
	竹	千 束	0	1	(0.0)	0	10	(0.0)	△ 0 9
	計		167,395	2.2		84,875	1.8		82,520
建 物	建 面 積	千平方メートル	226	165,928	2.2	201	169,007	3.6	24 △ 3,079
	延 べ 面 積	千平方メートル	505		403			101	
工 作 物			303,268	4.1		320,912	6.9		△ 17,643
機 械 器 具			—	—		—	—		—
船 舶	汽 船	千 隻 ト ン	96 55	109,927	(1.5)	96 49	96,627	(2.1)	— 6 13,299
	艦 船	千 隻 ト ン	48 60	281,598	(3.8)	44 47	255,294	(5.5)	4 12 26,304
	雑 船	隻	43	1,096	(0.0)	47	489	(0.0)	△ 4 606
	計	隻	187	392,622	5.3	187	352,411	7.5	— 40,211
航 空 機	機		52	311,258	4.2	64	359,537	7.7	△ 12 △ 48,279
地 上 権 等	千平方メートル	21	169	0.0	0	740	0.0	21	△ 570
特 許 権 等	千 件	68	52	0.0	5	55	0.0	62	△ 2
政 府 出 資 等			5,097,778	68.3		3,261,487	69.8		1,836,291
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	—	—	—	1	20,344	0.4	△ 1	△ 20,344
合 計			7,468,600	100.0		4,674,722	100.0		2,793,878

〔第9表〕 令和6年度国有財産区分別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

区 分	数 量 単 位	増			減			差 引	
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格
土 地	千平方メートル	5,679	百万円 68,433	% 2.4	5,654	百万円 74,443	% 7.5	24	△ 6,009
立 木 竹	樹 木	千 本	15	351	(0.0)	32	1,340	(0.1)	△ 17 △ 989
	立 木	千立方メートル	20,116	123,548	(4.3)	6,786	21,595	(2.2)	13,329 101,952
	竹	千 束	0	1	(0.0)	0	1	(0.0)	△ 0 △ 0
	計			123,900	4.3		22,937	2.3	100,963
建 物	建 面 積	千平方メートル	226	165,928	5.8	201	12,345	1.2	24 153,582
	延 べ 面 積	千平方メートル	505		403			101	
工 作 物			303,268	10.6		12,278	1.2		290,990
機 械 器 具			—	—		—	—		—
船 舶	汽 船	千 隻 ト ン	96 55	109,927	(3.8)	96 49	55,718	(5.6)	— 6 54,208
	艦 船	千 隻 ト ン	48 60	281,598	(9.8)	44 47	71,879	(7.2)	4 12 209,719
	雑 船	隻	43	1,096	(0.0)	47	179	(0.0)	△ 4 916
	計	隻	187	392,622	13.7	187	127,778	12.8	— 264,844
航 空 機	機	52	311,258	10.9	64	45,671	4.6	△ 12 265,586	
地 上 権 等	千平方メートル	21	162	0.0	0	4	0.0	21	157
特 許 権 等	千 件	68	25	0.0	5	1	0.0	62	24
政 府 出 資 等			1,499,180	52.3		680,135	68.3		819,044
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	—	—	—	1	19,998	2.0	△ 1 △ 19,998	
合 計			2,864,780	100.0		995,595	100.0		1,869,185

〔第 10 表〕 令和 6 年度国有財産区分別増減額
(価格改定によるもの)

区 分	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	
土 地	百万円 961,693	% 20.9	百万円 30,907	% 0.8	百万円 930,785	
立 木 竹	樹 木	—	(—)	880	(0.0)	△ 880
	立 木	43,494	(0.9)	61,046	(1.7)	△ 17,551
	竹	—	(—)	9	(0.0)	△ 9
	計	43,494	0.9	61,937	1.7	△ 18,442
建 物	—	—	156,661	4.3	△ 156,661	
工 作 物	—	—	308,633	8.4	△ 308,633	
機 械 器 具	—	—	—	—	—	
船 舶	汽 船	—	(—)	40,908	(1.1)	△ 40,908
	艦 船	—	(—)	183,414	(5.0)	△ 183,414
	雑 船	—	(—)	309	(0.0)	△ 309
	計	—	—	224,633	6.1	△ 224,633
航 空 機	—	—	313,865	8.5	△ 313,865	
地 上 権 等	7	0.0	735	0.0	△ 728	
特 許 権 等	26	0.0	54	0.0	△ 27	
政 府 出 資 等	3,598,598	78.2	2,581,351	70.2	1,017,246	
不動産の信託の受益権	—	—	346	0.0	△ 346	
合 計	4,603,819	100.0	3,679,126	100.0	924,693	

(所管別増減額)

- 4 令和 6 年度における国有財産の増減額を所管別にみると第 11 表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 12 表のとおりであって、増加した主なものは、防衛省所管の 6,715 億円 (7,738 億円増加、1,022 億円減少)、減少した主なものは、厚生労働省所管の 335 億円 (61 億円増加、397 億円減少) である。

〔第 11 表〕 令和 6 年度国有財産所管別増減額

所 管	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	
衆 議 院	百万円 82,825	% 1.1	百万円 4,090	% 0.1	百万円 78,734	
参 議 院	37,028	0.5	1,482	0.0	35,545	
最 高 裁 判 所	39,780	0.5	17,562	0.4	22,218	
会 計 検 査 院	136	0.0	59	0.0	76	
内 閣	828	0.0	1,396	0.0	△ 568	
内 閣 府	171,663	2.3	24,618	0.5	147,044	
デ ジ タ ル 庁	—	—	94	0.0	△ 94	
復 興 庁	462	0.0	205	0.0	256	
総 務 省	4,307	0.1	2,370	0.1	1,936	
法 務 省	66,685	0.9	40,727	0.9	25,958	
外 務 省	15,884	0.2	1,782	0.0	14,101	
財 務 省	4,842,490	64.8	2,907,897	62.2	1,934,592	
文 部 科 学 省	10,758	0.1	6,326	0.1	4,431	
厚 生 労 働 省	308,716	4.1	99,453	2.1	209,263	
農 林 水 産 省	192,315	2.6	111,874	2.4	80,441	
経 済 産 業 省	265,869	3.6	411,571	8.8	△ 145,701	
国 土 交 通 省	441,524	5.9	300,272	6.4	141,251	
環 境 省	37,497	0.5	12,912	0.3	24,585	
防 衛 省	949,827	12.7	730,022	15.6	219,805	
合 計	7,468,600	100.0	4,674,722	100.0	2,793,878	

〔第 12 表〕 令和 6 年度国有財産所管別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

所 管	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
	百万円	%	百万円	%	百万円
衆 議 院	320	0.0	14	0.0	306
参 議 院	269	0.0	3	0.0	265
最 高 裁 判 所	15,101	0.5	1,977	0.2	13,123
会 計 検 査 院	53	0.0	3	0.0	50
内 閣	12	0.0	—	—	12
内 閣 府	51,709	1.8	2,091	0.2	49,618
デ ジ タ ル 庁	—	—	—	—	—
復 興 庁	446	0.0	—	—	446
総 務 省	557	0.0	72	0.0	485
法 務 省	26,591	0.9	4,165	0.4	22,426
外 務 省	9,672	0.3	1,095	0.1	8,576
財 務 省	1,288,723	45.0	637,506	64.0	651,216
文 部 科 学 省	1,965	0.1	2,659	0.3	△ 693
厚 生 労 働 省	6,161	0.2	39,745	4.0	△ 33,583
農 林 水 産 省	135,940	4.7	24,671	2.5	111,269
経 済 産 業 省	253,521	8.8	64,331	6.5	189,189
国 土 交 通 省	292,907	10.2	113,665	11.4	179,242
環 境 省	7,015	0.2	1,299	0.1	5,715
防 衛 省	773,809	27.0	102,291	10.3	671,517
合 計	2,864,780	100.0	995,595	100.0	1,869,185

(会計別増減額)

5 令和 6 年度における国有財産の増減額を会計別にみると第 13 表のとおりである(令和 6 年度総計算書 10 頁及び 39 頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 14 表のとおりであっ

て、一般会計は 1 兆 4,057 億円(1 兆 9,970 億円増加、5,913 億円減少)の増加、特別会計は 4,634 億円(8,677 億円増加、4,042 億円減少)の増加となっている。

特別会計の増加の主なものは、財政投融资特別会計 4,079 億円、エネルギー対策特別会計 2,529 億円及び国債整理基金特別会計 1,301 億円、減少の主なものは、国債整理基金特別会計 1,690 億円及び財政投融资特別会計 1,288 億円である。

〔第 13 表〕 令和 6 年度国有財産会計別増減額

会 計	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
	百万円	%	百万円	%	百万円
一 般 会 計	4,901,436	65.6	2,688,711	57.5	2,212,725
特 別 会 計	2,567,164	34.4	1,986,010	42.5	581,153
合 計	7,468,600	100.0	4,674,722	100.0	2,793,878

〔第 14 表〕 令和 6 年度国有財産会計別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

会 計	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
	百万円	%	百万円	%	百万円
一 般 会 計	1,997,042	69.7	591,335	59.4	1,405,706
特 別 会 計	867,738	30.3	404,259	40.6	463,479
合 計	2,864,780	100.0	995,595	100.0	1,869,185

(増減事由)

6 国有財産の増減事由を大別すれば、国と国以外の者との間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を対外的異動、後者を対内的異動とすれば、購入、売却、出資等は対外的異動であり、所管換(各省各庁の長の間において国有財産の所管を

移すことをいう。)、所属替(同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。)等是对内的異動である。

対外的異動には、増加については、歳出を伴うもの(購入、新築、新設等)と歳入を伴わないもの(租税物納等)があり、減少については、歳入を伴うもの(売払、出資金回収等)と歳入を伴わないもの(譲与、取こわし等)がある。

対内的異動は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

(1) 調整上の増減

所管換、所属替、引継、引受(引継、引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。)、整理替(同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動(分割を含む。))があることをいう。)等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

(2) 整理上の増減

実測(土地、建物及び工作物に適用)、実査(立木竹に適用)、誤謬訂正、報告洩等による増減である。

(3) 価格改定上の増減

令和7年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

7 令和6年度における国有財産の増減額を異動の内容別にみると第15表のとおりである。増加額では、対外的異動が32.7%、対内的異動が67.3%であり、減少額では、対外的異動が13.8%、対内的異動が86.2%となっている。

〔第15表〕 令和6年度国有財産増減状況

異 動 の 内 容	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
対 外 的 異 動	百万円 2,444,961	% 32.7	百万円 643,214	% 13.8	百万円 1,801,747
歳出歳入を伴うもの	1,947,206	(26.1)	270,577	(5.8)	1,676,629
歳出歳入を伴わないもの	497,754	(6.7)	372,637	(8.0)	125,117
対 内 的 異 動	5,023,639	67.3	4,031,507	86.2	992,131
調 整 上 の 増 減	349,102	(4.7)	348,493	(7.5)	608
整 理 上 の 増 減	70,716	(0.9)	3,887	(0.1)	66,829
価 格 改 定 上 の 増 減	4,603,819	(61.6)	3,679,126	(78.7)	924,693
合 計	7,468,600	100.0	4,674,722	100.0	2,793,878

(事由別増加額)

8 令和6年度における国有財産の増減額を事由別にみると第16表のとおりであって、増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

(1) 対外的異動によるもの

イ 出 資(現金)

8,911 億円 現金出資による政府出資等の増である。会計別及び法人別の主なものは、次のとおりである。

(イ) 財政投融資特別会計

株式会社

国際協力銀行 1,210 億円

株式会社

日本政策投資銀行 950 億円

株式会社

産業革新投資機構 904 億円

独立行政法人 エネルギー・金属 鉱物資源機構 462 億円 (ロ) エネルギー対策特別会計 独立行政法人 エネルギー・金属 鉱物資源機構 1,255 億円 脱炭素成長型経済 構造移行推進機構 1,200 億円 (ハ) 一般会計 独立行政法人 国際協力機構 813 億円 独立行政法人 エネルギー・金属 鉱物資源機構 675 億円 株式会社 日本政策金融公庫 466 億円 独立行政法人 日本芸術文化振興会 200 億円 (ニ) 東日本大震災復興特別会計 株式会社 日本政策金融公庫 0.7 億円 ロ 出 資(現物) 4,733 億円 現物出資による政府出資等の増であつて、その主なものは、財務省所管一般会計から国立大学法人東京科学大学に出資	した 2,868 億円及び財務省所管一般会計から国際開発協会に出資した 1,461 億円である。 ハ 新 造 3,382 億円 船 舶 2,312 億 円 (35 隻) 及 び 航 空 機 1,069 億円 (18 機) の新造である。船舶の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 1,778 億円 (6 隻) であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 1,008 億円 (14 機) である。 二 購 入 1,678 億円 航空機 1,521 億円 (14 機)、土地 65 億円 (786 千平方メートル) 等の購入である。航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 1,252 億円 (9 機) であり、土地の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 31 億円 (572 千平方メートル) である。 (2) 対内的異動によるもの イ 価格改定 4 兆 6,038 億円 政 府 出 資 等 3 兆 5,985 億 円、土 地 9,616 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 1 兆 9,929 億円であり、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 1,931 億円である。
--	---

ロ 所属替	2,823 億円	政府出資等 1,305 億円、船舶 1,243 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管国債整理基金特別会計の普通財産 1,301 億円であり、船舶の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 700 億円である。	すべて政府出資等であり、主なものは、財務省所管財政投融资特別会計の普通財産 1,003 億円である。
ハ 実 査	623 億円	立木竹の実査である。主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産 622 億円である。	
二 整理替	275 億円	航空機 229 億円、土地 21 億円等である。航空機は、国土交通省所管一般会計の公用財産 229 億円であり、土地の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 19 億円である。	
(事由別減少額)			
9 減少額の主なものを挙げると次のとおりである。			
(1) 対外的異動によるもの			
イ 売 払	2,309 億円	政府出資等 1,956 億円、土地 341 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管国債整理基金特別会計の普通財産 1,690 億円であり、土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 317 億円である。	
ロ 資本金減少	1,904 億円	法令の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行の減資などによるものである。	
ハ 出 資(現物)			
	1,244 億円	国立大学法人の統廃合に伴う政府出資等の減である。	
二 出資金回収(現金)			
	389 億円	独立行政法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減である。会計別及び法人別の主なものは、次のとおりである。	
(イ) 年金特別会計			
独立行政法人			
福祉医療機構 357 億円			
(ロ) 財政投融资特別会計			
国立研究開発法人			
医薬基盤・健康・栄養研究所 21 億円			
(2) 対内的異動によるもの			
イ 価格改定			
	3 兆 6,791 億円	政府出資等 2 兆 5,813 億円、航空機 3,138 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 1 兆 1,069 億円であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 2,821 億円である。	

ロ 所属替	2,826 億円	政府出資等 1,305 億円、船舶 1,243 億円等である。政府出資等は、財務省所管一般会計の普通財産 1,305 億円であり、船舶の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 700 億円である。 なお、所属替において、増加額と減少額とが一致しないのは、国有財産法第 15 条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。	額とが一致しないのは、国有財産法第 15 条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。
ハ 整理替	275 億円	航空機 229 億円、土地 21 億円等である。航空機は、国土交通省所管一般会計の公用財産 229 億円であり、土地の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 19 億円である。	
ニ 所管換	225 億円	土地 223 億円、建物 1 億円等である。土地の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 144 億円であり、建物の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産 0.9 億円である。 なお、所管換において、増加額と減少	

〔第16表〕 令和6年度国有財産事由別増減額

増			減			差 引
項	目	内 訳	項	目	内 訳	
I 対外的異動	百万円 2,444,961	百万円	I 対外的異動	百万円 643,214	百万円	百万円 1,801,747
1 歳出を伴うもの	1,947,206		1 歳入を伴うもの	270,577		1,676,629
		(1) 購入 167,807			(1) 売却 230,948	
		(2) 売却取消その他 144			(2) 出資金回収その他 39,628	
		イ 売却解除 —			イ 出資金回収(現金) 38,949	
		ロ 分収育林契約解除 144			ロ 造林契約解除 678	
		(3) 埋立その他 778,777				
		イ 埋立 1,500				
		ロ 地均 13,422				
		ハ 収用 —				
		ニ 新植 7,752				
		ホ 移植 —				
		ヘ 補植手入 53,387				
		ト 新築 101,155				
		チ 増築 3,832				
		リ 改築 2				
		ヌ 移築 1				
		ル 復旧 0				
		ヲ 移転 4				
		ワ 従物新設 357				
		カ 従物増設 502				
		コ 従物移設 —				
		タ 従物改設 3				
		レ 新設 146,224				
		ソ 増設 63,112				
		ツ 移設 14				

増				減				差	引																				
項		目		内		訳																							
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																						
2 歳出を伴 わないもの	497,754	ネ 改 設	44	2 歳入を伴 わないもの	372,637	(1) 譲与その他	1,066	イ 譲 与	1,066																				
		ナ 新 造	338,278							ロ 返 還	—																		
		ラ 改 造	41									(2) 交換その他	80	イ 交 換	36														
		ム 属 具 取 付	42,236													ロ 土地改良法 による引渡	2												
		ウ 属 具 移 設	—															ハ 土地区画整 理法による 引渡	41										
		ヰ 属 具 改 設	108																	ニ 都市再開発 法による引 渡	—								
		ノ 林 道 改 良	6,603																			ホ その他の法 による引渡	—						
		オ 設 定	162																					ヘ 都市再開発 法による権 利変換	—				
		ク 登 録	1																										
		ヤ 創 作	24																										
		(4) 修繕その他	109,282																										
		イ 修 繕	11,298																										
		ロ 模 様 替	97,984																										
		(5) 出資(現金)	891,194																										
		(1) 寄 附	51																										
		(2) 帰 属	19,765																										
		(3) 租 税 物 納	4,475																										
		(4) 現 物 賠 償	68																										
		(5) 代 物 弁 済	—																										
		(6) 譲 与 取 消	0																										
		(7) 譲 与 解 除	0																										
		(8) 交換その他	75																										
																										イ 交 換	54		
																										ロ 土地改良法 による換地	—		
																										ハ 土地区画整 理法による 換地	21		
																										ニ 都市再開発 法による権 利変換	—		

増			減			差	引
項	目	内 訳	項	目	内 訳		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		百万円
		ホ その他の法 による権利 変換			ト その他の法 による権利 変換		
	(9) 出資(現物)	473,317		(3) 取こわしそ の他	227,081		
	(10) 出資金回収 (現物)	—			イ 取 こ わ し	8,380	
	(11) 信託その他	—			ロ 消 滅	1	
		イ 信 託			ハ 租税物納取 消・撤回	138	
		ロ 信 託 取 消			ニ 喪 失(う ち 取得時効に よるもの)	1,098 (871)	
		ハ 信 託 終 了			ホ 伐 採	22,113	
					ヘ 移 植	—	
					ト 改 築	0	
					チ 移 築	1	
					リ 模 様 替	3,078	
					ヌ 移 転	4	
					ル 従 物 移 設	—	
					ヲ 従 物 改 設	0	
					ワ 従物取こわ し	27	
					カ 移 設	4	
					ヨ 改 設	5	
					タ 改 造	16	
					レ 属 具 移 設	—	
					ソ 属 具 改 設	26	
					ツ 属具取こわ し	1,742	
					ネ 補 植 手 入	—	
					ナ 林 道 改 良	—	
					ラ 出資金回収 (現物)	34	
					ム 出資金回収 不能	—	
					ウ 資本金減少	190,406	

増			減			差 引
項	目	内 訳	項	目	内 訳	
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
II 対内的異動	5,023,639		II 対内的異動	4,031,507		
1 調整上の増加	349,102		1 調整上の減少	348,493		
		(1) 所 管 換 22,534			(1) 所 管 換 22,550	
		(2) 所 属 替 282,357			(2) 所 属 替 282,696	
		(3) 引受その他 14,070			(3) 引継その他 13,106	
		イ 引 受 12,803			イ 引 継 12,803	
		ロ 公共物より編入 1,267			ロ 公共物へ編入 302	
		(4) 整理替その他 30,139			(4) 整理替その他 30,139	
		イ 整 理 替 27,549			イ 整 理 替 27,549	
		ロ 種 別 替 303			ロ 種 別 替 303	
		ハ 行政財産より組替 933			ハ 用途廃止 933	
		ニ 用途変更 955			ニ 用途変更 955	
		ホ 種目変更 398			ホ 種目変更 398	
2 整理上の増加	70,716		2 整理上の減少	3,887		
		(1) 登録修正 70,716			(1) 登録修正 3,887	
		イ 誤謬訂正 782			イ 誤謬訂正 2,995	
		ロ 新規登載 2,667			ロ 報告洩 622	
		ハ 報告洩 3,478			ハ 実 測 267	
		ニ 実 測 1,479			ニ 実 査 0	
		ホ 実 査 62,308				
3 価格改定上の増加	4,603,819		3 価格改定上の減少	3,679,126		
		(1) 価格改定 4,603,819			(1) 価格改定 3,679,126	
合 計	7,468,600		合 計	4,674,722		
						992,131
						608
						66,829
						924,693
						2,793,878

令和 6 年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書

第 1 序 説

本説明書は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度の国有財産無償貸付状況の内容等を説明するものである。

(国有財産の無償貸付)

- 1 国有財産の無償貸付は、法律に基づく場合に限られている。無償貸付について規定する法律は、国有財産法のほかその数は少なくないが、いずれも主として地方公共団体等が国有財産を公共性の強い用途に供する場合に当該地方公共団体等に無償で貸し付けることができることとしている。

例えば、国有財産法では緑地、公園、ため池、墓地等の用に供する場合、国有財産特別措置法(昭和 27 年法律第 219 号)では水道施設、臨港施設等の用に供する場合、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)では都道府県道又は市町村道の用に供する場合、空港法(昭和 31 年法律第 80 号)では地方管理空港の施設の用に供する場合等に普通財産を無償で貸し付けることができることになっている。

(国有財産無償貸付状況総計算書)

- 2 国有財産無償貸付状況総計算書(以下「無償貸付総計算書」という。)は、国有財産法の規定により無償貸付等をした国有財産について、各省各庁の長が作成した国有財産無償貸付状況報告書に基づいて財務大臣が作成したものである。

したがって、無償貸付総計算書には、国有財産法以外の法律に基づいて無償貸付をした国有財産は計上されていない。

国有財産法は、第 22 条第 1 項の規定により、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区(以下「公共団体」という。)が、普通財産を緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、屎尿処理施設、と畜場、信号機等の小規模施設、生活困窮者の収容施設、災害の応急施設、地震防災の応急施設、原子力災害の応急施設又は武力攻撃事態の緊急対処保護施設の用に供する場合に、公共団体に無償で貸し付けることができることとし、更に第 19 条の規定により、行政財産を用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益させる場合に、また第 26 条の規定により、普通財産を貸付け以外の方法により使用又は収益させる場合に、普通財産の無償貸付に係る条項(第 22 条)を準用することとしている。

無償貸付総計算書は、以上の規定に基づいて無償貸付等をした国有財産の状況を明らかにしたものである。

第 2 無償貸付財産の現在額

(総 額)

- 1 国有財産法第 22 条第 1 項の規定(第 19 条及び第 26 条において準用する場合を含む。)により無償貸付等をした国有財産(以下「無償貸付財産」という。)の総額は、令和 6 年度末現在で 1 兆 3,567 億円である(令和 6 年度無償貸付総計算書 53 頁参照)。

(用途別現在額)

- 2 令和6年度末現在の無償貸付財産を用途別にみると第1表のとおりであって、公園の用に供するものが1兆3,236億円で最も多く、次いで緑地128億円、ごみ処理施設61億円、墓地33億円の順となっている(令和6年度無償貸付総計算書54頁～65頁参照)。

〔第1表〕 令和6年度末無償貸付財産用途別現在額

用 途	件 数	価 格	割 合
緑 地	146	12,830	0.9
公 園	2,565	1,323,695	97.6
た め 池	393	1,992	0.1
用 排 水 路	363	3,042	0.2
火 葬 場	8	2,095	0.2
墓 地	72	3,312	0.2
ご み 処 理 施 設	18	6,117	0.5
尿 尿 処 理 施 設	19	629	0.0
と 畜 場	1	25	0.0
信号機等の小規模施設	1,264	895	0.1
災 害 の 応 急 施 設	43	1,074	0.1
地 震 防 災 の 応 急 施 設	22	1,048	0.1
合 計	4,914	1,356,761	100.0

(区分別現在額)

- 3 令和6年度末現在の無償貸付財産を区分別にみると第2表のとおりであって、総額1兆3,567億円の99.8%に当たる1兆3,546億円が土地であり、次いで立木竹8億円、建物6億円、工作物6億円の順となっている(令和6年度無償貸付総計算書53頁参照)。

〔第2表〕 令和6年度末無償貸付財産区分別現在額

区 分	数 量 単 位	数 量	価 格	割 合
土 地	千 平 方 メ ー ト ル	64,070	1,354,633	99.8
立 木 竹	樹 木 千 本 立 木 千 立 方 メ ー ト ル 竹 束	69 252 112	274 599 0	(0.0) (0.0) (0.0)
建 物	計		874	0.1
工 作 物	建 面 積 千 平 方 メ ー ト ル 延 べ 面 積 千 平 方 メ ー ト ル	25 40	646 606	0.0 0.0
合 計	件	4,914	1,356,761	100.0

(所管別現在額)

- 4 令和6年度末現在の無償貸付財産を所管別にみると第3表のとおりであって、総額1兆3,567億円の93.4%に当たる1兆2,665億円が財務省所管(主として一般会計の普通財産1兆2,658億円)であり、次いで防衛省所管の348億円、文部科学省所管の301億円、環境省所管の177億円、国土交通省所管の54億円の順となっている。

〔第 3 表〕 令和 6 年度末無償貸付財産所管別現在額

所 管	件 数	価 格	割 合
	件	百万円	%
最 高 裁 判 所	83	49	0.0
内 閣 府	77	1,084	0.1
総 務 省	2	0	0.0
法 務 省	150	142	0.0
財 務 省	3,149	1,266,567	93.4
文 部 科 学 省	59	30,128	2.2
厚 生 労 働 省	23	6	0.0
農 林 水 産 省	99	669	0.0
経 済 産 業 省	3	5	0.0
国 土 交 通 省	351	5,416	0.4
環 境 省	165	17,799	1.3
防 衛 省	753	34,892	2.6
合 計	4,914	1,356,761	100.0

(会計別現在額)

5 令和 6 年度末現在の無償貸付財産を会計別にみると第 4 表のとおりであって、一般会計は 99.7%、1 兆 3,525 億円であり、特別会計は 0.3%、42 億円である。

一般会計では、93.6% に当たる 1 兆 2,665 億円が財務省所管であって、その主なものは、公園 1 兆 2,441 億円、緑地 99 億円及びごみ処理施設 44 億円である。

特別会計では、97.9% に当たる 41 億円が自動車安全特別会計所属であって、その主なものは、公園 33 億円及び緑地 5 億円である。

〔第 4 表〕 令和 6 年度末無償貸付財産会計別現在額

会 計	件 数	価 格	割 合
	件	百万円	%
一 般 会 計	4,794	1,352,558	99.7
特 別 会 計	120	4,203	0.3
財 政 投 融 資	1	0	(0.0)
労 働 保 険	15	1	(0.0)
年 金	1	0	(0.0)
食 料 安 定 供 給	1	82	(0.0)
特 許	1	2	(0.0)
自 動 車 安 全	101	4,116	(0.3)
合 計	4,914	1,356,761	100.0

第 3 無償貸付財産の増減額

(増減額の概要)

1 無償貸付財産の令和 6 年度中の

総増加額は 3,209 億円

総減少額は 2,446 億円

であって差引き 762 億円

の純増加となっている(令和 6 年度無償貸付総計算書 53 頁参照)。

(用途別増減額)

2 令和 6 年度における無償貸付財産の増減額を用途別にみると第 5 表のとおりである(令和 6 年度無償貸付総計算書 54 頁～65 頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 6 表のとおりであって、価格改定による増減額は第 7 表のとおりである。

この第 6 表のうち増減の主なものは、公園の用に供するものであって、内訳は、貸付契約の更新(2,378 億円)による増減、新規貸付(45 億円)による増等である。

〔第 5 表〕 令和 6 年度無償貸付財産用途別増減額

用 途	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
緑 地	28	2,313	0.7	29	1,938	0.8	△ 1	375
公 園	466	313,931	97.8	468	239,045	97.7	△ 2	74,886
た め 池	66	287	0.1	67	134	0.1	△ 1	152
用 排 水 路	44	604	0.2	40	370	0.2	4	233
火 葬 場	2	849	0.3	2	794	0.3	—	55
墓 地	15	356	0.1	15	274	0.1	—	81
ご み 処 理 施 設	5	453	0.1	3	109	0.0	2	344
屎 尿 処 理 施 設	1	76	0.0	1	63	0.0	—	12
と 畜 場	—	—	—	—	—	—	—	—
信号機等の小規模施設	282	271	0.1	273	238	0.1	9	33
災 害 の 応 急 施 設	26	1,779	0.6	17	1,708	0.7	9	71
地震防災の応急施設	—	45	0.0	—	0	0.0	—	45
合 計	935	320,970	100.0	915	244,677	100.0	20	76,293

〔第 6 表〕 令和 6 年度無償貸付財産用途別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

用 途	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
緑 地	28	1,927	0.8	29	1,928	0.8	△ 1	△ 1
公 園	466	242,406	97.6	468	238,493	97.7	△ 2	3,912
た め 池	66	179	0.1	67	127	0.1	△ 1	51
用 排 水 路	44	578	0.2	40	351	0.1	4	226
火 葬 場	2	794	0.3	2	794	0.3	—	—
墓 地	15	319	0.1	15	269	0.1	—	49

用 途	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
ご み 処 理 施 設	5	125	0.1	3	108	0.0	2	17
屎 尿 処 理 施 設	1	63	0.0	1	63	0.0	—	—
と 畜 場	—	—	—	—	—	—	—	—
信号機等の小規模施設	282	232	0.1	273	223	0.1	9	8
災 害 の 応 急 施 設	26	1,752	0.7	17	1,701	0.7	9	51
地震防災の応急施設	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	935	248,379	100.0	915	244,062	100.0	20	4,316

〔第 7 表〕 令和 6 年度無償貸付財産用途別増減額
(価格改定によるもの)

用 途	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
緑 地	385	0.5	9	1.6	376
公 園	71,525	98.5	551	89.7	70,973
た め 池	107	0.1	6	1.1	101
用 排 水 路	26	0.0	19	3.2	7
火 葬 場	55	0.1	—	—	55
墓 地	36	0.1	4	0.8	32
ご み 処 理 施 設	328	0.5	0	0.1	327
屎 尿 処 理 施 設	12	0.0	0	0.0	12
と 畜 場	—	—	—	—	—
信号機等の小規模施設	39	0.1	14	2.3	24
災 害 の 応 急 施 設	26	0.0	7	1.2	19
地震防災の応急施設	45	0.1	0	0.0	45
合 計	72,591	100.0	614	100.0	71,976

(区分別増減額)

3 令和6年度における無償貸付財産の増減額を区分別にみると第8表のとおりである(令和6年度無償貸付総計算書53頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第9表のとおりであって、土地の増加額が99.8%、減少額が99.8%を占めている。

また、価格改定による増減額は第10表のとおりである。

〔第8表〕 令和6年度無償貸付財産区分別増減額

区 分	数 量 単 位	増			減			差 引	
		数量	価 格	割合	数量	価 格	割合	数量	価 格
土 地	千 平 方 メートル	8,977	320,441	99.8	8,759	244,125	99.8	217	76,316
	樹 木	10	22	(0.0)	11	30	(0.0)	△ 0	△ 7
	立 木	3	12	(0.0)	3	17	(0.0)	0	△ 5
	竹	—	—	(—)	—	0	(0.0)	—	△ 0
建 物	計		34	0.0		47	0.0		△ 13
	延べ面積	3			5			△ 2	
工 作 物	千 平 方 メートル	13	418	0.1	17	386	0.2	△ 4	32
合 計	件	935	320,970	100.0	915	244,677	100.0	20	76,293

〔第9表〕 令和6年度無償貸付財産区分別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

区 分	数 量 単 位	増			減			差 引	
		数量	価 格	割合	数量	価 格	割合	数量	価 格
土 地	千 平 方 メートル	8,977	247,850	99.8	8,759	243,629	99.8	217	4,221
	樹 木	10	22	(0.0)	11	27	(0.0)	△ 0	△ 4
	立 木	3	12	(0.0)	3	11	(0.0)	0	0
	竹	—	—	(—)	—	—	(—)	—	—
建 物	計		34	0.0		39	0.0		△ 4
	延べ面積	3			5			△ 2	
工 作 物	千 平 方 メートル	13	418	0.2	17	352	0.1	△ 4	66
合 計	件	935	248,379	100.0	915	244,062	100.0	20	4,316

〔第10表〕 令和6年度無償貸付財産区分別増減額
(価格改定によるもの)

区 分	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	
土 地	百万円	%	百万円	%	百万円	
	72,591	100.0	495	80.7	72,095	
	—	(—)	2	(0.5)	△ 2	
	—	(—)	6	(1.0)	△ 6	
立 木 竹	—	(—)	0	(0.0)	△ 0	
	計	—	8	1.4	△ 8	
建 物	—	—	33	5.5	△ 33	
工 作 物	—	—	76	12.4	△ 76	
合 計	72,591	100.0	614	100.0	71,976	

(所管別増減額)

- 4 令和 6 年度における無償貸付財産の増減額を所管別にみると第 11 表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 12 表のとおりであって、財務省所管のものの増加額、減少額がそれぞれ 98.9%、98.8% を占めている。

〔第 11 表〕 令和 6 年度無償貸付財産所管別増減額

所 管	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
最 高 裁 判 所	5	1	0.0	6	0	0.0	△ 1	1
内 閣 府	5	71	0.0	5	21	0.0	—	49
総 務 省	—	—	—	—	0	0.0	—△	0
法 務 省	38	14	0.0	35	9	0.0	3	4
財 務 省	722	314,443	98.0	719	241,586	98.7	3	72,857
文 部 科 学 省	8	1,455	0.5	4	15	0.0	4	1,440
厚 生 労 働 省	5	0	0.0	5	0	0.0	—	0
農 林 水 産 省	23	89	0.0	13	87	0.0	10	1
経 済 産 業 省	—	0	0.0	—	—	—	—	0
国 土 交 通 省	60	1,948	0.6	65	2,023	0.8	△ 5	△ 74
環 境 省	12	1,385	0.4	9	101	0.0	3	1,284
防 衛 省	57	1,559	0.5	54	830	0.3	3	728
合 計	935	320,970	100.0	915	244,677	100.0	20	76,293

〔第 12 表〕 令和 6 年度無償貸付財産所管別増減額
(価格改定による増減額を除いたもの)

所 管	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
最 高 裁 判 所	5	0	0.0	6	0	0.0	△ 1	△ 0
内 閣 府	5	20	0.0	5	20	0.0	—	—
総 務 省	—	—	—	—	—	—	—	—
法 務 省	38	8	0.0	35	9	0.0	3△	0
財 務 省	722	245,771	98.9	719	241,123	98.8	3	4,648
文 部 科 学 省	8	1	0.0	4	1	0.0	4	0
厚 生 労 働 省	5	0	0.0	5	0	0.0	—	—
農 林 水 産 省	23	83	0.0	13	78	0.0	10	4
経 済 産 業 省	—	—	—	—	—	—	—	—
国 土 交 通 省	60	1,848	0.7	65	2,005	0.8	△ 5	△ 156
環 境 省	12	96	0.0	9	93	0.0	3	2
防 衛 省	57	549	0.2	54	730	0.3	3△	181
合 計	935	248,379	100.0	915	244,062	100.0	20	4,316

(会計別増減額)

- 5 令和 6 年度における無償貸付財産の増減額を会計別にみると第 13 表のとおりである(令和 6 年度無償貸付総計算書 66 頁及び 98 頁参照)。

増加額の主なものは、一般会計では、財務省所管の 3,144 億円、特別会計では、自動車安全特別会計の 18 億円であって、減少額の主なものは、一般会計では、財務省所管の 2,415 億円、特別会計では、自動車安全特別会計の 20 億円である。

〔第 13 表〕 令和 6 年度無償貸付財産会計別増減額

会 計	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
一 般 会 計	911	318,990	99.4	890	242,592	99.1	21	76,398
特 別 会 計	24	1,980	0.6	25	2,085	0.9	△ 1	△ 105
合 計	935	320,970	100.0	915	244,677	100.0	20	76,293